

地域生活支援事業のあり方等について

自立支援振興室

1 地域生活支援事業のあり方

(1) 地域生活支援事業の趣旨

地域生活支援事業は、地方分権の流れを踏まえて創設され、各自治体が自主的に取り組み、それぞれの裁量において柔軟な形態で効率的・効果的な展開をすることを可能としております。

各自治体における地域の実情や利用者の状況に応じた事業を実施することができる事業です。

(2) 創意工夫は生かされてきたか

移動支援事業など地域生活支援事業の各事業の実施に当たっては、サービスを真に必要とする障害者等に対して、徒らに利用の制限や抑制があってはなりません。地域の実情などを踏まえて創意工夫していくことが求められます。

例えば、一部の市町村では、サービスのマネジメントができていなかったり、サービスマネジメントはなされていても、サービス内容や量が事業者任せで、利用実態が把握されてないまま漫然とサービス提供が継続されているということもあると聞いています。

サービスを必要とする人に適切にサービスが提供されるようにすることは当然ですが、税財源をもとに実施される事業であることから、地域住民の理解と協力を得るために、事業の効率性を高めることやインフォーマルサービスの活用・育成といった取組を進めることも視野に入れ、事業を実施していくことが望まれます。

なお、事業内容の見直しに当たっては、他市町村の取組を十分に参考にさせていただくとともに（平成20年3月5日全国主管課長会議資料に『地域生活支援事業の実施事例』を掲載しております）、都道府県におかれては、管内市町村に対して、モデルとなる取組事例等の情報提供をお願いいたします。

2 地域生活支援事業の内示にあたってのポイント

(1) 全市町村の事業の実施水準の均てん化（基本的な視点）

移動支援事業等の必須事業は、法律により必ず実施しなければならない

事業として位置付けられていますが、利用者がいると想定されながらも未だ実施していない市町村が多数見受けられます。

本年度の配分に当たっては、人口割を高めております。これは人口規模に応じた配分を行うことにより、事業の実施水準の全国的な均てん化を目指すものであり、必須事業の未実施市町村においては、実施に結びつくよう準備を進めて下さい。

(2) 管内市町村間の調整のお願い

昨年度の内示時において、都道府県に対しては、配分額の過不足額の把握・調整をお願いしましたが、一部都道府県では十分な調整が行われず、結果として、返還金が発生しております。

市町村におかれては、事業を効果的・効率的に実施していただくようお願いするとともに、都道府県におかれては、限りある財源を有効に活用できるよう、都道府県内の全市町村の内示額の範囲内において、管内市町村間の調整を行い、その調整額をもって交付申請を行っていただくようお願いいたします。(※)

(※) 調整した結果、内示＝交付申請でなく、内示＞交付申請や内示＜交付申請となる市町村があります。

3 配分の考え方

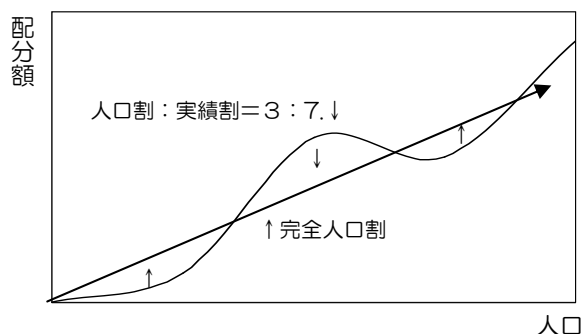
(1) 配分の前提

平成19、20年度とも予算額400億円と増額が無い中での配分となるため、昨年度の交付決定額等との対比で、増額となる市町村もあれば、減額となる市町村もあります。

(2) 「人口割」と「実績割」の比率

事業の実施水準の均てん化を図るため、人口割のウエイトを昨年度の2.5割から3割に増やしています。

必須事業を実施していない市町村は実施に向けた検討を進めて下さい。



(3) 「実績割」の配分について

先般、提出いただいた平成19年度地域生活支援事業補助金の実績報告を基に配分をしております。

(4) 激変緩和措置について

平成19年度に比して大きく減額となる場合は、激変を緩和するため一定の配慮をしています。

4 地域活動支援センター機能強化事業について

地域活動支援センターの機能強化事業を、基礎的事業（交付税措置）の上乗せではなく、その基礎的事業分を減額し、トータルで小規模作業所と同額又は減額としている市町村が見受けられます。

地域活動支援センター機能強化事業は、従前の小規模作業所の補助水準が維持されることを前提に、それに上乗せする場合に補助をするものであり、上記のようなケースについては、国庫補助の対象となりませんので留意願います。

本機能強化事業により、地域活動支援センターに移行したことにより従前の小規模作業所の補助よりも実質的な増額となるよう事業費の設定をお願いいたします。